

国立大学法人琉球大学教員人事学長諮問委員会規程

〔平成27年3月4日〕
制 定

(設置)

第1条 国立大学法人琉球大学に、国立大学法人琉球大学組織規則第26条第1項の規定に基づき、学長の諮問機関として琉球大学教員人事学長諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 諮問委員会は、学長の諮問に応じて次に掲げる教員人事に関する事項について検討し、学長に答申を行う。

- (1) 教員配置に関すること。
- (2) 教員の選考手続等に関すること。
- (3) 教員ポスト戦略的再配分申請の選考・審査に関すること。
- (4) その他学長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 諮問委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 2名
 - (2) 学長が指名する次に掲げる教員 各1名
 - イ 文系分野の教授
 - ロ 理系分野の教授
 - ハ 医学系分野の教授
 - (3) 学長が特に必要と認める者 若干名
- 2 学長は、前項により委員を指名し、任命した場合は全学教員人事委員会に報告するものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号の委員の任期は任命された日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、任命する学長の任期を超えることはできない。

(委員長)

第5条 諮問委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、諮問委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 諮問委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

- 2 諮問委員会の議決は、出席委員の3分の2以上で決する。

(意見の聴取)

第7条 諮問委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 諮問委員会の庶務は、総務部人事企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、諮問委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、諮問委員会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により改廃を行ったときは、全学教員人事委員会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日）

この規程は、平成28年9月27日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月13日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月16日）

この規程は、平成31年4月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。